

2019年度 海洋教育パイオニアスクールプログラム

【地域展開部門】募集要項

1. 目的

海洋国である我が国にとって、海と共に生きる意識と資質・能力、そして態度を有する人材の育成は重要課題であり、海洋基本法においても海洋に関する国民の理解増進を掲げ学校教育等における海洋に関する教育の推進を謳っています。

このような観点から、日本財団、東京大学海洋アライアンス海洋教育促進研究センター、笹川平和財団海洋政策研究所では、海と人との共生を目指し、海に親しみ、海を知り、海を守り、海を利用する、海洋教育の普及充実を進めています。

海洋教育パイオニアスクールプログラムは、海洋教育を実践する学校・教育委員会等に対する支援（助成）を通じ、海洋教育カリキュラムの開発と海洋教育の担い手の育成を行うことで、学校での海洋教育の面的な広がりと質的な向上を図ることを目的としています。

2. 主催

日本財団
東京大学海洋アライアンス海洋教育促進研究センター
笹川平和財団海洋政策研究所

3. 後援

文部科学省

4. 対象

教育委員会 ※自治体も可

5. 募集内容

教育委員会や自治体の主導により年間を通じて行う海洋教育のパイロットモデルとなるような取り組みを募集します。地球規模の海洋問題の探究や地域課題の解決を見据えた学習、地域の特色を活かした学習など幅広い内容を対象とします。

6. 対象期間

1年～3年まで（2019年4月1日～2022年3月31日）
※上記期間終了後、再度申請可能（事前にご相談ください）

7. 申請受付期間

2018年10月1日（月）～10月31日（水）

8. 助成件数

10 地域程度

9. 助成金額

3年間で500万円～3,000万円程度

- ・各学校での助成金の使用は原則1校50万円程度/年を上限とします。
- ・各学校での使用とは別途、教育委員会等での実施に係る諸経費も含むことができます。
- ・実施規模によって金額は異なります。地域の実情に応じた実施可能な計画を作成しご応募ください。

(実施校を段階的に増やしていくケースの例)

1年目 400万円	： 40万円×5校、諸経費（推進協議会運営、研究会・研修会実施、副読本作成等）200万円
2年目 400万円	： 30万円×10校、諸経費100万円
3年目 650万円	： 30万円×15校、諸経費200万円
	計 1,450万円

10. 必須条件

以下の項目をすべて満たせることを条件とします。

(1)海洋教育をテーマとした教育課程特例校[※]の設置（助成開始後1年目申請、2年目以降拡充）

※文部科学省教育課程特例校制度について：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokureikou/index.htm

(2)海洋教育推進のための実施体制の構築（例：海洋教育推進協議会の設置）

(3)年度毎に実践記録集の作成（各学校が取り組んだ年間指導計画、学習指導案（単元計画や授業案）などを冊子としてまとめたもの）

(4)助成終了までに副読本の作成

(5)助成終了後も複数年の継続実施

11. 努力項目

以下の項目についても実施可能なものは申請書に記載してください。なお、申請後、事務局との協議により計画に組み込んで頂く可能性もあります。

(1)公開研究会の実施

(2)海洋教育の授業研究会の実施

(3)海洋教育担当の指導主事の選任

(4)他地域の教員を対象とした教員研修会の実施

(5)外部機関との連携

(6)年度毎に地域・保護者を対象とした報告会等の実施

12. 留意点

- ・2019年度より地域展開部門の対象は教育委員会または自治体となります。学校は対象外です。教育委員会が申請できない、複数校の地域連携や広域連携の活動については、各校がそれぞれ単元開発部門で申請してください。
- ・実施計画に部活動やボランティアなどの課外活動を含めることは可能ですが、必ず授業と関連させ、教育課程内の活動が中心となるようにしてください。
- ・2年目以降も、毎年度、申請書に実施計画を記入の上ご提出いただきます。
- ・年度毎に評価を行い、実施状況によっては、途中年度での終了や助成金の返還の可能性があります。

13. 求められる提出物

- ①実施概要：各学校の活動概要を写真とともに指定のフォーマットで紹介するもの（各校1枚）
- ②実践記録集：各学校が取り組んだ年間指導計画、学習指導案（単元計画や授業案）などを冊子としてまとめたもの
 - ※各校複数の学習指導案を含めるようにしてください。
 - 学習指導案の書式は学校や自治体で用いている書式で構いません。
 - 詳細は審査・事務局との面談時に確認させていただきます。
- ③副読本（最終年度のみ）
- ④自己評価シート：全体を振り返って良かった点、反省点などを自己評価いただくもの
- ⑤支出報告：収支・会計についての報告

※③副読本以外は毎年デジタルデータにて提出していただきます。

※①実施概要④自己評価シート⑤支出報告は別添のフォーマットを使用して作成してください。

※ご提出いただく成果物や写真等は、教育・研究活動や普及活動のため、印刷物・ポスター・webサイト等を通じて発信・使用させていただきます。

14. 審査の流れ

【第一次審査】

- ・書類にて必須条件、努力項目を元に第一次審査を行います。

【事務局との協議】

- ・計画内容について申請者様と事務局で直接面談の上で協議を行い、実施可能性を高め、申請書類の修正等をしていただきます。

【第二次審査】

- ・審査委員会を経て採択を決定いたします。

15. 審査の視点

助成校は以下の視点から総合的に審査し、決定致します。審査の過程で申請内容についてヒアリングさせていただく可能性があります。

- ・実施内容と海洋との関連性が明確であるか
- ・海洋教育の面的な広がりや質的な向上に寄与できるか
- ・課題の発見と解決に向けて主体的・対話的で深い学びになっているか
- ・複数学年で系統的に実施可能な内容か
- ・実施成果を対外的に発信していく予定の有無（学会・研究会等での発表、記事や論文の投稿、webサイトでの情報発信等）
- ・他地域にない新規性やユニークさ、学校の独自性や創意工夫等の有無
- ・組織的に取り組む体制、家庭・地域との連携の有無
- ・実施内容に見合った時間数になっているか
- ・児童・生徒にとって教育的効果のある計画になっているか
- ・支援期間終了後、継続的な活動、更なる取り組みへの展開が期待できるか
- ・予算の合理性・妥当性

16. 対象となる経費

以下を参考に、各学校・自治体の会計規則などにあわせてご作成ください。

費目	内容
諸謝金	授業や研究発表会等への外部派遣講師など専門家に対する謝金 ※一回あたりの上限は2時間あたり 30,000 円を目安とします。
旅費交通費	校外活動や研究発表会等の実施に関連する交通費、他校の取り組み見学や勉強会へ出席するために必要な旅費など
消耗什器備品費	授業や研究発表会等に直接必要な機材や備品等の購入費 ※申請する海洋教育を進める上で必要なものであることを条件とします。 ※地域展開部門に於いては物品の購入は助成金額の50%を上限とします。
印刷製本費	副読本・教材等の作成費 学習用プリント・研究発表会等で用いる配布物等のコピー費・印刷費など
図書費	教材の購入費
通信運搬費	郵送料、宅配便代など
委託費	授業を外部機関と連携して実施する際や教材を外部委託によって制作する際に係る委託費用
茶菓食事代	外部派遣講師との打ち合わせ等で提供する飲料代など
雑費	少額かつ上記経費項目に含めることができない諸経費（保険料、写真代など）

※これ以外の用途についてはお問い合わせください

17. 成果報告会

毎年夏から秋頃に成果報告会の開催を予定しています。助成を受けた年度の翌年度の成果報告会には必ずご出席ください。参加に必要な旅費は支給いたします。なお、優れた実施者の表彰も検討しています。

18. 申請にあたって

別紙「補足説明資料」を必ずお読み頂き、海洋教育についてご理解いただいた上で、申請内容をご検討ください。また単元計画の検討には、以下の書籍が参考となりますのでご活用ください。

「海洋教育のカリキュラム開発—研究と実践—」

編集：東京大学海洋アライアンス海洋教育促進研究センター / 発行：日本教育新聞社、2015年

<http://rcme.oa.u-tokyo.ac.jp/aboutus/issue>

「21世紀の海洋教育に関するグランドデザイン」笹川平和財団海洋政策研究所

<https://www.spf.org/pioneerschool/useful>

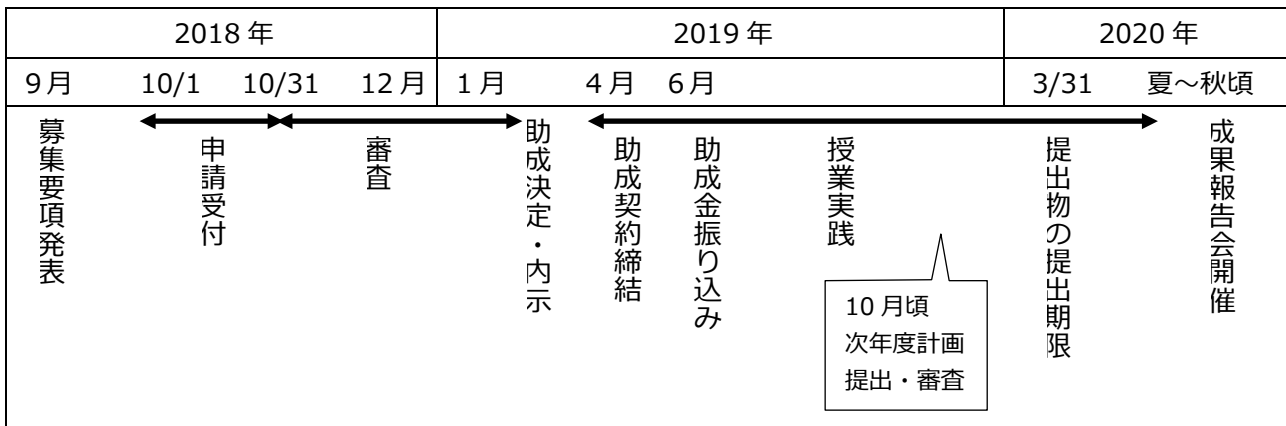
「海洋教育パイオニアスクールプログラム 2016年度事例集」

<https://www.spf.org/news/pioneer2016casestudies.pdf>

「海洋教育パイオニアスクールプログラム 2017年度成果報告会資料」

<https://www.spf.org/news/pioneer2017seikahoukokukaishiryō.pdf>

19. スケジュール



20. 申請方法

海洋教育パイオニアスクールプログラムウェブサイト (<http://www.spf.org/pioneerschool>) で申請書をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえメールでお送りください。

送付先メールアドレス：pioneer.application@spf.or.jp

受付期間	2018年10月1日(月)～10月31日(水)
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査結果は決定後、速やかに通知します(2月上旬を予定)。決定前のお問い合わせには対応しかねますのでご了承ください。 ・ 申請書は部門毎によって異なります。ご確認の上、該当の申請書にご記入の上申請してください。 ・ 申請内容に対する外部連携機関(NPO等)からの問い合わせには対応しかねますのでご了承ください。 ・ 申請書は必ず申請受付用メールアドレス(pioneer.application@spf.or.jp)までお送りください。郵送・FAXでの申請は受け付けません。申請受付用メールアドレス以外へお送り頂いた申請書は受付対象外となりますのでご了承ください。 ・ 申請受付後、確認メールをお送りいたします。確認メールが届かない場合は、申請が完了していない可能性がありますので、事務局までお問い合わせください。 ・ 活動実施後、所定の様式にて提出物を送付いただきます(詳細は「14.求められる提出物」参照)。様式はウェブサイトの募集要項ページに掲載しておりますので予めご確認ください。

21. その他

- ・実施に関する諸手続きについては、支援決定の際にご案内する「実施の手引き」をご覧ください。
- ・申請の際に収集した個人情報は、助成に関する事務手続き、助成金の募集案内、海洋教育に関連するイベント案内、アンケートの実施、その他各種お知らせのために利用します。
- ・授業実践においては、生命尊重、環境への配慮、法令や規則等の遵守をお願いします。

【運営事務局（お問い合わせ先）】

〒105-8524 東京都港区虎ノ門 1-15-16 笹川平和財団ビル 6F

笹川平和財団海洋政策研究所 海洋教育パイオニアスクールプログラム事務局

Tel: 03-5157-5279 Fax: 03-5157-5230

E-mail お問い合わせ先: ocean-education21@spf.or.jp

申請書送付先: pioneer.application@spf.or.jp

海洋教育とは？

海洋教育は日本の未来を支える学校教育のテーマです

人類は、海洋から多大な恩恵を受けるとともに、海洋環境に少なからぬ影響を与えており、海洋と人類の共生は国民的な重要課題となっています。

海洋教育は、海洋と人間の関係についての国民の理解を深めるとともに、海洋環境の保全を図りつつ国際的な理解に立った平和的かつ持続可能な海洋の開発と利用を可能とする知識、技能、思考力、判断力、表現力を有する人材の育成を目指しています。この目的を達成するために、海洋教育は、海に親しみ、海を知り、海を守り、海を利用する学習を推進します。

海洋教育の4つのキーワード

海洋教育は、「海に親しむ」ことから始まり、「海を知る」ことで海への関心を高め、さらに海と人との共生のために「海を利用」しながら「海を守る」ことの大切さを学ぶものです。



海洋教育に関する教育課程特例校

海洋教育に関する教育課程を設置している特例校の一覧です。(2018年9月4日時点)

所在地	学校名	科目名
岩手県洋野町	洋野町立中野小学校	海洋科
神奈川県逗子市	逗子開成中学校	海洋人間学科
東京都北区	北区立東十条小学校	海育科
東京都北区	北区立滝野川小学校	海育科
東京都北区	北区立王子桜中学校	海育科
東京都多摩市	帝京大学小学校	自然科
石川県能登町	能登町立小木小学校	里海科
愛知県刈谷市	刈谷市立富士松北小学校	みどりと水の地球科
和歌山県串本町	串本町立橋杭小学校	たていわタイム（海洋教育）
和歌山県那智勝浦町	那智勝浦町立下里小学校	海の時間
和歌山県那智勝浦町	那智勝浦町立宇久井中学校	海の時間
宮崎県串間市	串間市立金谷小学校	海洋教育科
宮崎県日南市	日南市立南郷小学校	海洋科

参考ウェブサイト

- ・東京大学海洋アライアンス海洋教育促進研究センター <http://rcme.oa.u-tokyo.ac.jp/>
- ・笹川平和財団海洋政策研究所 <https://www.spf.org/opri-j/projects/education/propulsion/>

参考書籍

- ・「海洋教育のカリキュラム開発—研究と実践—」
編集：東京大学海洋アライアンス海洋教育促進研究センター / 発行：日本教育新聞社、2015年
<http://rcme.oa.u-tokyo.ac.jp/aboutus/issue/>
- ・「21世紀の海洋教育に関するグランドデザイン」
<http://www.spf.org/opri-j/projects/education/propulsion/progress/>

海洋教育を推進する根拠となる法律（抜粋）

「海洋基本法」（平成 19 年 7 月 20 日施行）

（海洋に関する国民の理解の増進等）

第二十八条 国は、国民が海洋についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における海洋に関する教育の推進、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組に関する普及啓発、海洋に関するレクリエーションの普及等のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、海洋に関する政策課題に的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図るため、大学等において学際的な教育及び研究が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

海洋基本法 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/about2.html>

「海洋基本計画」（平成 25 年 4 月 26 日閣議決定）

第 1 部 海洋に関する施策についての基本的な方針

3 本計画における施策の方向性

（7）海洋教育の充実及び海洋に関する理解の増進

初等中等教育及び高等教育のそれぞれで実施している海洋に関する教育を充実するとともに、それらを体系的につなげる方策を検討する。また、海洋に関する教育を支援する観点から、関係機関、大学、民間企業等が行うアウトリーチ活動等の有機的な連携を図る。人材の育成については、海洋産業及び海洋教育の担い手を育成するとともに、中長期的な観点で将来の担い手の裾野を広げるための方策を検討する。また、特定の分野の専門的な知識を有する人材や、海洋に関する幅広い知識を有する人材の育成に取り組む。さらに、地域における産学官連携のネットワークづくりを通じて、地域の特色をいかした人材の育成を推進する。

第 2 部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 2 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

（1）海洋に関する教育の推進

- 小学校、中学校及び高等学校において、学習指導要領を踏まえ、海洋に関する教育を充実させる。また、それらの取組の状況を踏まえつつ、海洋に関する教育がそれぞれの関係する教科や総合的な学習の時間を通じて体系的に行われるよう、必要に応じ学習指導要領における取扱いも含め、有効な方策を検討する。
- 海洋関連の副教材の作成を促進する。また、海洋に関する教育の実践事例集や手引きなどの指導資料の作成、教員研修の充実等を通じ、教育現場が主体的かつ継続的に取り組めるような環境整備を行う。
- 海洋に関する教育の総合的な支援体制を整備する観点から、学校教育と水族館や博物館等の社会教育施設、水産業や海事産業等の産業施設、海に関する学習の場を提供する各種団体等との有機的な連携を促進する。
- 海洋に係る夢を抱き、感動を覚えるなど、海洋の魅力を実感できるよう、学協会等との協力の下、アウトリーチ活動を重視した取組等を推進する。

海洋基本計画 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kihonkeikaku/>